

CASE 等関連技術・製品開発支援補助金実施要領

(総則)

第1条 CASE 等関連技術・製品開発支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、CASE 等関連技術・製品開発支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

(公募)

第2条 北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議（以下「推進会議」という。）は、一定の期間を設けて、本事業の補助を受けようとする企業を公募する。

(審査)

第3条 CASE 等関連技術・製品開発支援補助金交付要綱第7条に定める計画書の審査については、別に定める審査委員会設置要領によるものとする。

(補助金の精算)

第4条 補助金の支払いは精算払い、概算払いを併用するものとする。

(概算払い)

第5条 概算払いは、原則として、会計年度の四半期ごとに行うものとする。

2 概算払いの総額は、補助金予定額の75%を超えない額とし、1回の概算払いの金額は、補助金決定予定額の25%を超えない額とする。ただし、会長が認める場合は、この額を超えて支払うことができる。

(進捗又は成果の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業期間中又は補助事業終了後の1年間、会長の求めに応じて開発状況の進捗又は開発成果に関する報告（進捗・成果報告会への出席等）を行うものとする。

(成果普及)

第7条 補助事業者は、補助事業終了後、原則として5年間、会長の求めに応じて成果普及活動（成果報告会への出展等）に協力するものとする。

(その他)

第8条 その他、要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月21日から実施する。